

令和8年度

青少年育成府中町民会議総会資料



と き 令和8年6月7日（日）

14時～16時

ところ 安芸府中生涯学習センター

くすのきプラザ 1階 ギャラリー

令和8年度 青少年育成府中町民会議総会次第

- 1 開会宣言
- 2 会長挨拶
- 3 青少年育成府中町民会議表彰式
- 4 祝辞
- 5 議長選出
- 6 議事
 - 1) 令和7年度事業報告
 - 2) 令和7年度決算報告・監査報告
 - 3) 令和8年度活動方針（案）
 - 4) 令和8年度事業計画（案）、予算（案）
 - 5) 役員の改選について（案）
- 7 議長解任
- 8 顧問・参与
- 9 役員

令和8年度 被表彰者名簿

(青少年育成功労者)

氏名	住所	活動内容
新屋 貞夫	清水ヶ丘	10年以上の長きにわたり府中北小学校の登下校見守り活動に従事され、児童の安全確保と健全育成に貢献されている。清水ヶ丘町内会においても6年間副会長の重責を担い、豊富な知識と経験をもって地域運営の中心的役割として尽力された功績は多大である。
高山 厚子	鹿籠	府中町女性会に入会以来、班長・支部長・副会長として活動を続け、副会長として10年目を迎える。女性会活動の一環である愛の一声運動を府中中央小学校・府中緑ヶ丘中学校に出向き青少年育成のために見守り活動に取り組んでいる。また、府中中央小学校で盆踊りの指導を行い伝統文化の継承と進行に努めているなど、これまで長きにわたり青少年の健全育成に尽力された功績は多大である。
土井 江里香	桃山	青少年育成府中町民会議事業部委員として、あいさつ運動を継続しており府中南小学校の校門前で通学する児童を見守っている。今年度で10年目となり長い間子どもたちの成長を見守っていただいている。青少年の健全育成に尽力された功績は多大である。
中本 浩司	大通	広島東警察署の少年補導協助手として、10年前より府中中央小学校を毎月巡視している。さらに、小中学校で年に数回開催される防犯教室等への参加や指導、町内商業施設等の巡視も行っている。また、地域安全推進委員として、みくまりで発生した事件以降、文化橋で登校時の見守りを毎日続けている。府中小学校、府中中学校でPTA会長を務めるなど、地域運営に尽力された。

(敬称略)

(模範活動団体)

氏名	住所	活動内容
府中小 フラワーボラ ンティア	本町二丁目 15番2号 (府中小学校)	府中小学校のフラワーボランティアとして、毎月（第1・2水曜）活動を10年以上継続。正面玄関の花壇を美しく整え、児童が気持ちよく過ごせる環境をつくるため学校の環境整備に尽力されている。児童とも協力し一緒に活動することで、1年を通して美しい状態に保たれ、学校全体の雰囲気づくりに大きく貢献している。

(敬称略)

令和7年度 事業報告

(総務部会)

事業名	期日	場所等	事業内容
正・副会長会議	随時	くすのきプラザ	総会の結果確認 R7 年度事業計画について 町民会議の組織体制について
理事会	4/16 (水)	くすのきプラザ	議案 ・総会開催日程について ・R7 事業方針、計画及び予算について 審議結果 いずれも承認
評議委員会	2/5 (木)	くすのきプラザ	議案 ・R7 活動内容について ・情報交換 他
総会	6/8 (日)	くすのきプラザ	議案 ・R6 事業報告・決算・監査報告 ・R7 活動方針 (案) 事業計画 (案) 予算 (案) 役員 (案) 審議結果 いずれも承認
表彰式	6/8 (日)	くすのきプラザ	青少年育成功労者 2 名及び育成功労団体 3 団体へ 記念品等を手交
こども 110 番の家	5/13 (火) 5/29 (木) 6/20 (金) 8/9 (土) 8/30 (土) 9～11 月 12/12 (金) 3/1 (日) 3/26 (木)	くすのきプラザ " " " " 各小学校区 くすのきプラザ " "	・プレート設置個所 計 389 件 新規設置個所 1 件 廃止設置個所 84 件 ・ボランティア会議 活動の目的、内容 ・担当者会議 子ども 110 番の家の調査方法等 ・子ども 110 番の家事前アンケート封筒発送 ・子ども 110 番の家訪問調査説明会の内容と準備 ・子ども 110 番の家訪問調査説明会 (各小学校 P T A 担当者参加) ・子ども 110 番の家訪問調査 (各小学校 P T A による) ・子ども 110 番の家調査担当者会 ・こども 110 番の家マップ作成 ・こども 110 番の家マップ (全児童配布用) を各小学校へ送付
総務部会研修会	2/21 (土)	くすのきプラザ	講師： 渡部 陽一 (わたなべ よういち) さん 演題： 戦場からのメッセージをあなたに ～ファインダー越しに見た命の現場～ ※府中セミナーとの合同開催
広報活動			広報ふちゅう・町 HP にて掲載

(事業部会)

事業名	期日	場所等	事業内容
事業部会役員会	4/16 (水) 5/21 (水) 6/18 (水) 7/ 9 (水) 8/20 (水) 9/17 (水) 10/22 (水) 11/26 (水) 12/11 (木) 1/15 (木) 2/19 (木) 3/19 (木)	くすのきプラザ	R7 年度事業計画について 総会資料、夏祭りについて 他 夏越祭巡視、夏祭りについて 他 夏越祭巡視、夏祭りについて 他 家庭の日作文、子どもフェスタについて 他 家庭の日作文、子どもフェスタ、秋祭り巡視について 他 家庭の日作文、子どもフェスタについて 他 家庭の日作文、子どもフェスタについて 他 家庭の日作文、子どもフェスタについて 他 家庭の日作文、担当者会議について 他 家庭の日作文、担当者会議について 他 R7 事業振り返り、R8 事業計画について
さわやかあいさつ運動	6/8 (日)	くすのきプラザ	担当者会議 (R7 活動について)
	3/15 (日)	府中公民館	担当者会議 (R7 活動の振り返り)
	〈実施日〉 4/17 (木) 5/19 (月) 6/17 (火) 7/17 (木) 9/17 (水) 10/17 (金) 11/17 (月) 12/17 (水) 1/19 (月) 2/17 (火) 3/17 (火)		さわやかあいさつ運動の実施 青少年の日 (毎月 17 日) に各学校の正門及びその近辺において登校児童生徒へあいさつを行う
子ども夏祭り	7/ 13 (日)	南公民館	事業内容：工作/からだを動かそう/モルック 参加児童：54 名 ボランティア (中学生 8 名/ 高校生 24 名/事業部会 2 名)
子どもフェスタ	12/ 21 (日)	くすのきプラザ	事業内容：工作/ミニクリスマスコンサート/ミニ 運動会 参加児童：29 名 ボランティア (中学生 3 名/ 高校生 16 名/事業部会 1 名)
子ども会活動調査	2/10～4/30	各子ども会	子ども会有無・次年度子ども会役員等調査依頼
家庭の日作文	7/ 1 (火) 10/22 (水) 11/26 (水) 2/22 (日)	町内各校 くすのきプラザ くすのきプラザ くすのきプラザ	作文募集チラシ配付依頼 予備審査会 本審査会 表彰式開催及び文集作成
祭り巡視	7/30 (水) 10/18 (土)	多家神社 多家神社・鹿籠神 社	夏祭り巡視 参加者 45 名 秋祭り巡視 参加者 47 名
見守り活動	6/8 (日)	くすのきプラザ	担当者会議 (R7 活動について)
	3/15 (日)	くすのきプラザ	担当者会議 (R7 活動の振り返り)
	〈実施日〉 4/5 (土) 5/10 (土) 9/6 (土) 11/1 (土) 12/6 (土) 2/7 (土) 3/7 (土)		各学校区の公園等の子どもたちが遊び場を巡視 (毎月第 1 土曜日) ※雨天・警報及び熱中症アラートにより中止 (7 月、8 月、10 月)

令和7年度 決算報告

収入の部

項目	予算額 (円)	決算額 (円)	備考
繰越金	415,409	393,654	前年度繰越金
補助金	1,200,000	1,200,000	補助金(町1,000,000+県民会議200,000)
雑入	1,000	1,854	預金利息
合計	1,616,409	1,595,508	

支出の部

項目		予算額 (円)	決算額 (円)	備考	
事務局費	会議費	5,000	0		
	消耗品費	60,000	32,011	コピー用紙・封筒	
	通信費	70,000	51,364	切手・はがき等	
	旅費	10,000	0		
	会費	5,330	5,660	青少年育成広島県民会議年会費・振込手数料(660円)	
	設備修理費	20,000	0		
	小計	170,330	89,035		
総務部会	総会	15,000	20,457	切手・コピー用紙・飲料水	
	青少年育成府中町民会議表彰	35,000	27,340	記念品・丸筒	
	こども110番の家	100,000	105,008	切手・はがき・コピー用紙	
	研修会	270,000	270,935	講師謝礼・振込手数料(935円)	
	評議員会	6,000	3,410	切手	
	小計	426,000	427,150		
	事業部会	あいさつ運動見守り活動	20,000	1,918	飲料水
		町内巡視(祭り巡視)	50,000	11,973	飲料水
		子ども夏祭り	120,000	77,525	材料費・通信費等
		子どもフェスタ	120,000	73,982	材料費・通信費・吹奏楽部楽器運搬代等
家庭の日作文集		450,000	394,028	募集経費・作文集カラー印刷代・入選者記念品等	
子ども会活動調査		10,000	0		
会議費		5,000	0		
小計		775,000	559,426		
町補助金返還			124,389		
予備費		245,079			
合計		1,616,409	1,200,000		

収入金額1,595,508円 - 支出及び町返還合計金額1,200,000円 = 繰越金額395,508円

監査報告

令和7年度青少年育成府中町民会議の収入・支出について証票書類及び関係帳簿をつぶさに監査の結果、正確であったことを認めます。

令和8年 4 月15日

青少年育成府中町民会議

監事 河辺 多美子 

監事 教蓮 弘志 

令和8年度 活動方針

青少年が、自主性と創造性に富み、人間性豊かにたくましく成長することは、われわれ町民の心からの願いであり、多くの青少年は明るく伸び伸びと成長している。

しかしながら、少子高齢化、情報化、国際化等の社会環境の変化から価値観の多様化や人間関係の希薄化が進み、町内会やP T Aなどの子ども達に関わる団体の活動も変革を迫られている。また、大きな自然災害や国際紛争に係る社会不安も増大し、青少年を取り巻く環境がますます厳しいものとなっている。

こうした現状を踏まえ、青少年育成府中町民会議は、関係機関及び関係団体と連携し、家庭・学校・地域・行政が一体となって「大人が変われば子どもも変わる」をモットーに、より多くの町民が参加する持続可能な青少年育成活動に取り組んでいく。

重点目標

- 1 各種団体、特に町内会及びP T Aとの連携を見直し、よりよく動く組織づくりを行なう。
 - ・総務部会と「こども110番の家」の活動の充実
 - ・こども会活動支援
- 2 青少年育成府中町民会議への理解を深め参加意識を高めるため、活動の周知方法を工夫する。
 - ・町広報誌の活用
 - ・HPの充実
- 3 家庭における青少年教育機能を高めるため、個々人がそれぞれの生活姿勢を見直す機会を提供し、明るい家庭、健全な社会環境の醸成をめざす。
 - ・家庭の日作文
- 4 異年齢や他校の子ども達とも関わりのある体験機会を提供する。
 - ・子ども夏祭り、子どもフェスタ

令和 8 年度事業計画

総務部会

- ・ 総会 6月7日 (日)
- ・ 青少年育成府中町民会議表彰 6月7日 (日)
- ・ こども110番の家の運営 (状況調査、マップの修正と配布)
- ・ 研修会
- ・ 評議員会 1月
- ・ 広報活動 (広報誌及びHPによる広報)

事業部会

- ・ さわやかあいさつ運動・見守り活動担当者会議 . . . 6月・3月
- ・ 「家庭の日作文」募集 7月
- ・ 子ども夏祭り 7月19日 (日)
- ・ 祭り巡視 多家神社夏越祭 7月30日 (木)
- ・ 祭り巡視 多家神社秋祭り、鹿籠神社秋祭り 10月17日 (土)
- ・ 子どもフェスタ 12月20日 (日)
- ・ 「家庭の日作文」入選作文集発行、入選者表彰式 . . . 2月21日 (日)
- ・ 町内巡視
見守り活動 (7月4日・8月1日・9月5日・10月3日・11月7日
12月5日・2月6日・3月6日・4月3日・5月8日)
※原則第1土曜日
※雨天、各種警報及び熱中症アラート発表時は中止
- ・ さわやかあいさつ運動 毎月17日 (青少年の日)
(17日が休日の場合や学校が代休の場合、変更があります)
- ・ 子ども会活動調査

令和8年度 予 算

収入の部

項 目	予算額 (円)	備 考
繰越金	395,508	前年度繰越金
補助金	1,200,000	補助金 (町1,000,000+県民会議200,000)
雑入	1,000	預金利息
合 計	1,596,508	

支出の部

		項 目	予算額 (円)	備 考
事務局費		会議費	5,000	用紙代・通信費等
		消耗品費	60,000	事務用品・用紙代等
		通信費	70,000	切手・はがき等
		旅費	10,000	各種研修会参加費等
		会費	5,660	青少年育成広島県民会議年会費
		設備修理費	20,000	備品購入・修理費等
		小 計	170,660	
事業費	総務部会	総 会	20,000	資料用紙代等
		青少年育成府中町民会議表彰	35,000	記念品・賞状代・通信費等
		こども110番の家	130,000	用紙代・通信費・スタンプラリー・プレート交換等
		研 修 会	270,000	講師料・通信費等
		評 議 員 会	6,000	通信費等
		小 計	461,000	
	事業部会	あいさつ運動見守り活動	20,000	通信費等
		町内巡視 (祭り巡視)	50,000	通信費・電池等
		子ども夏祭り	150,000	材料費・通信費等
		子どもフェスタ	150,000	材料費・通信費等
		家庭の日作文集	450,000	募集経費・作文集カラー印刷代・入選者記念品等
		子ども会実態調査	10,000	通信費等
		会 議 費	5,000	用紙代・通信費等
		小 計	835,000	
		予 備 費	129,848	
		合 計	1,596,508	

顧 問 ・ 参 与

顧 問

寺 尾 光 司	(府中町長)
新 田 憲 章	(府中町教育委員会教育長)
竹 中 鉦一郎	(府中町商工会会長)
二 宮 久	(マツダ株式会社コーポレート業務本部総務部部長)

参 与

繁 政 秀 子	(府中町婦人会会長)
篠 永 君 代	(府中町女性会会長)
門 前 俊 幸	(府中町スポーツ協会会長)
花 井 恵 美	(府中町立小学校長代表)・・・府中東小学校長
相 星 美智子	(府中町立中学校長代表)・・・府中緑ヶ丘中学校長
大 道 伸 幸	(広島県立安芸府中高等学校長)
増 田 康 洋	(府中町福祉保健部長)

役 員

会 長	奥	金 実
副会長	門 前	俊 幸 (南部町内会連合会長)
〃	宍 戸	篤 (北部町内会連合会長)
〃	梶 川	幸 男 (総務部会長)
〃	宮 尾	雅 彦 (事業部会長)
理 事	山 本	登 一 (総務部会副部会長)
〃	上 原	貢 (総務部会副部会長)
〃	小 濱	樹 子 (事業部会副部会長)
〃	宮 本	彰 (事業部会副部会長)
〃	上之園	公 子 (総務部会)
〃	重 津	珠 実 (事業部会)
〃	北 倉	純 子 (事業部会)
〃	山 崎	要 子 (事業部会)
〃	杉 本	聡 平 (事業部会)
〃	中 本	浩 司 (事業部会)
〃	小 島	日向子 (事業部会)
監 事	河 辺	多美子
〃	教 蓮	弘 志

評 議 員

団 体 名	役職	氏 名	団 体 名	役職	氏 名
府中町北部町内会連合会		樽谷 光雄	府中町北部民生委員児童委員協議会	児童福祉部会長	江原 四郎
〃		三巻 世紀	府中町中部民生委員児童委員協議会	副会長	古田 幸子
〃		久保 芳彦	府中町南部民生委員児童委員協議会	会長	山本 みづほ
〃		下野 彰則	府中町スポーツ協会	理事	信広 秀樹
府中町南部町内会連合会		藤友 賢憲	府中町身体障害者福祉協会	会長	垣原 隆博
〃		高橋 祥子	府中町保護司会	会長	梶川 三樹夫
〃		林 美恵子	府中町老人クラブ連合会	会長	山本 五男
府中町婦人会	会長	繁政 秀子	府中公民館	館長	屋敷 学
府中町女性会	会長	篠永 君代	府中南公民館	館長	森本 雅生
府中小学校	校長	青木 真智子	府中小学校 PTA	会長	寺西 和人
府中南小学校	校長	有崎 美紀	府中南小学校 PTA	会長	花野 芙美子
府中中央小学校	校長	猪原 一郎	府中中央小学校 PTA	会長	羽山 崇
府中東小学校	校長	花井 恵美	府中東小学校 PTA	会長	花田 能人
府中北小学校	校長	宮里 洋司	府中北小学校 PTA	会長	慶徳 由美
府中中学校	校長	東 秀樹	府中中学校 PTA	会長	新谷 浩之
府中緑ヶ丘中学校	校長	相星 美智子	府中緑ヶ丘中学校 PTA	会長	森山 早苗
広島県立安芸府中高等学校	校長	大道 伸幸	広島県立安芸府中高等学校 PTA	会長	宮 征恵

※各団体の総会や人事異動などにより評議員が変更となる場合がございますのでご了承ください。

青少年育成府中町民会議規約

(名 称)

第1条 この会議は、青少年育成府中町民会議（以下「会議」という。）という。

(事務局)

第2条 この会議の事務を処理するために府中町教育委員会社会教育課内に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置き、それらの職員は会長が任命する。

(目 的)

第3条 この会議は、青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く町民の総意を結集し、次代の日本を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会議は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 青少年の家庭教育と福祉の推進
- (2) 青少年の情操・体育・文化活動の推進
- (3) 青少年団体活動の推進
- (4) 健全な家庭づくりの推進
- (5) 環境浄化活動の推進
- (6) 青少年の非行防止の推進
- (7) 青少年の交通安全対策の推進
- (8) その他、この会議の目的を達成するために必要な事業

(構 成)

第5条 この会議は、府中町民全員をもって構成する。

(組 織)

第6条 この会議は、町内会・関係団体・関係機関から推薦された委員及びこの会議の趣旨に賛同する者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(役 員)

第7条 この会議につきの役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 理事 10名以上 20名以内とする。
- (4) 評議員 30名以上 40名以内とする。
- (5) 監事 2名

(役員を選出)

第8条 この会議の会長は、前期理事会より推薦し総会の承認を得て選任する。他の役員は総会の承認を得て会長が任命する。

- 2 副会長は南北町内会連合会会長、各部会長をもってあてる。
- 3 理事は会長・副会長、各部会の副部会長及び学識経験者をもってあてる。
- 4 評議員は南北町内会連合会・関係団体・関係機関より推薦された者及び学識経験者をもってあてる。

(役員の仕事)

第9条 会長は、この会議を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 評議員は、評議員会に参加して必要な事項について審議する。
- 5 監事は、経理を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員は任期が満了した後も、後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 3 会長・副会長・監事が欠けた場合は、理事会においてその後任者を選任する。
- 4 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第11条 この会議に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会務について会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問及び参与は、総会に出席して意見を述べるができる。

(会議)

第12条 会議は、総会・評議員会・理事会及び部会とする。

(総会)

第13条 総会は、この会議の最高の議決機関であって、役員と全委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 規約の改廃
- (4) その他、会長が必要と認めた事項

(評議員会)

第14条 評議員会は、次回総会までの間における総会に代わる議決機関であって、会長・副会長及び評議員をもって構成する。

(理事会)

第15条 理事会は、この会議の執行機関であって、会長・副会長・各部会の副会長及び学識経験者をもって構成する。

- 2 理事会は、会長が招集し、議事は会長が主宰する。
- 3 理事会においては、つぎの事項を協議する。

- (1) 総会に提案する事項
- (2) 会務遂行に関する重要な事項
- (3) 総会から委任を受けた事項
- (4) その他、会長が必要と認めた事項

(部会)

第16条 この会議に、総務部会・事業部会を置く。

- 2 委員はいずれかの部会に所属する。ただし、総務部会は参加を希望する町内会長又は町内会長が推薦する者をもってこれにあてる。
- 3 各部会の分掌は次のとおりとする。

(1) 総務部会

- ア この会議の活動方針、事業計画等の調整に関すること。
- イ この会議の組織体制の整備推進に関すること。
- ウ 委員の研修に関すること。

(2) 事業部会

- ア 青少年の健全育成事業に関すること。

- 4 部会は、部会長・副会長及び委員をもって構成し、必要に応じて開催する。
- 5 部会長が招集し、議長となる。
- 6 部会においては次の事項を審議する。

- (1) 部会の事業計画及び予算
- (2) 部会務遂行に関する重要な事項
- (3) その他、部会長が必要と認めた事項

7 それぞれの部会に、部会長1名・副部会長2名を置き、委員のうちから選出する。

8 部会長は、その部会を代表してその運営にあたる。

9 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が支障あるときは、その職務を代行する。

(定足数)

第17条 会議は該当委員数の2分の1以上の出席者がなければ会議を開き議決することはできない。
ただし、あらかじめ、意思を表示した者は出席したものとみなす。

(表 決)

第18条 会議における議事は、出席者の過半数をもってこれを可決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(経 費)

第19条 この会議に要する経費は、補助金・寄付金・その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第20条 この会議の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑 則)

第21条 この規約に定めるもののほか、この会議の運営について必要な事項は、評議員会で定める。

附 則 この規約は昭和57年8月29日から施行する。

附 則 この規約は昭和59年5月29日から施行する。

附 則 この規約は昭和62年4月1日から施行する。

附 則 この規約は昭和63年6月11日から施行する。

附 則 この規約は平成7年6月10日から施行する。

附 則 この規約は平成14年5月25日から施行する。

附 則 この規約は平成15年5月31日から施行する。

附 則 この規約は平成18年5月20日から施行する。

附 則 この規約は平成21年5月30日から施行する。

附 則 この規約は平成23年5月28日から施行する。

附 則 この規約は平成24年5月19日から施行する。

附 則 この規約は平成28年5月7日から施行する。

附 則 この規約は令和7年6月8日から施行する。

府中町民憲章

昭和50年5月3日 制定

わたしたち町民は、安芸の国府であった府中町の伝統を大切にし、平和で豊かな新しい町づくりにつとめます。
そのため、つぎの“合いことば”を定め、お互いにはげまし合って、実行します。

1. 会えば気軽に あいさつを
2. 心もからだも すこやかに
3. 子どももおとなも 豊かな教養
4. 若人に活気を 年よりに生きるよろこびを
5. 水は清く 山は緑に美しく

趣 旨

1. お互いの感謝と協力の心は、尊敬といたわりの“あいさつ”から始まります。この精神を生かして明るい町をつくります。
2. 健康は最大の幸福です。強い体力と精神力を養い、それぞれ自分の言動に自信と責任をもちます。
3. かおり高い文化を育て、視野の広い人となるため家庭と学校と社会での教育を充実し、円満な人格を養います。
4. 深い経験と強い行動力をもとに、お互いの勤労と奉仕によって、地域社会の活動を通じ、生きがいをもてるようつとめます。
5. 大自然の恩恵に感謝しつつ、住みよい生活環境を整え、平和で美しい郷土をつくります。

Fuchu Citizens' Charter

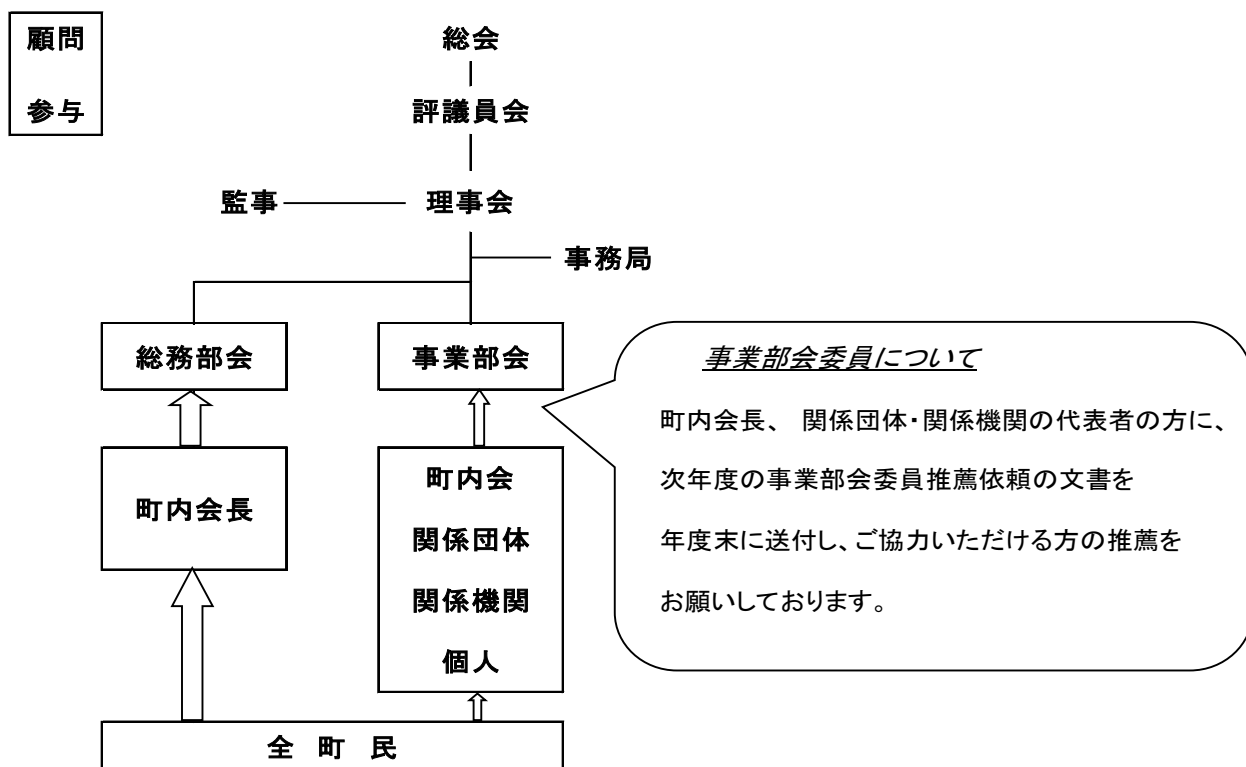
We citizens, devoted to the traditions of the town of Fuchu in Aki District, Hiroshima Prefecture, are working towards the development of a peaceful, well-to-do community. To that end, we shall strive mutually to put into practice the following mottoes:

1. Readily greet everyone we meet.
2. Be of sound mind and body.
3. Rich cultural experiences for children and adults.
4. Vigor to youth; Joy of living to the aged.
5. Clean, clear water. Green beautiful mountains.

青少年育成府中町民会議って どんなところ？

青少年が健やかに成長し、自主性と創造性に富んだ人間性豊かに成長することを願って、昭和57年8月に結成されました。
以来、この実現をめざし「地域ぐるみ」で青少年の健全育成に取り組んでいます。

青少年育成府中町民会議組織図



青少年の健やかな成長を願っています。



お問い合わせ 青少年育成府中町民会議事務局 ☎ (082)286-3272
〒 735-0006 府中町本町一丁目10番15号(くすのきプラザ) 府中町教育委員会事務局内

令和8年度「さわやかあいさつ運動」

- 目的
- ・地域子ども達を見守り育てる。
 - ・地域の大人達のコミュニケーションを図る。



実施日

令和8年	4月17日 (金)	5月18日 (月)	
	6月17日 (水)	7月17日 (金)	
	9月17日 (木)	10月19日 (月)	
	11月17日 (火)	12月17日 (木)	※8月は休みます
令和9年	1月18日 (月)	2月17日 (水)	
	3月17日 (水)		
	4月19日 (月)	5月17日 (月)	

青少年育成府中町民会議と各種団体の関係

